

松崎町景観まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 景観計画の策定等（第7条—第9条）
  - 第3章 景観計画区域内における行為の制限（第10条—第18条）
  - 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条・第20条）
  - 第5章 景観重要公共施設（第21条・第22条）
  - 第6章 景観協定（第23条）
  - 第7章 景観まちづくりに関する活動の促進（第24条—第29条）
  - 第8章 松崎町景観審議会（第30条）
  - 第9章 雑則（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、当町の良い景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、当町の特徴的な景観を町、町民及び事業者がともに守り、育て、生かし、もって地域への誇り及び愛着の醸成、生活環境の向上、まちの魅力及び活力の創出等に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）景観まちづくり 町、町民及び事業者が協働により良好な景観を維持し、保全し、継承し、活用し、改善し、及び創出のために実施する取組のことをいう。
- （2）町民 町内に居住する者及び町内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- （3）事業者 町内において事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の事項を基本として、景観まちづくりを推進する。

- (1) 先人たちに敬意を抱きつつ、自然や歴史、文化の保全継承に配慮し、これらと調和したまち並みの創出に向けて、地域の特性を紐解きながら慎重に進める。
- (2) 住民の景観に関する意識の向上を図りつつ、地域の活力を創出する多彩な活動の裾野を広げ、当町に係る全ての人が景観まちづくりにおけるそれぞれの役割と責任を認識しつつ、主体的に取り組む。
- (3) 地域の個性を生かした良好な景観形成の取組みを進めることにより地域の魅力を高め、「住みたい」、「訪れたい」と思えるまちの創出を進める。

(町の責務)

第4条 町は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者（以下「町民等」という。）の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 町は、良好な景観の形成に関する町民等の知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

- 2 町民は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らが行う事業活動が良好な景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、その事業活動に関し、地域の個性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

- 2 事業者は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定及び変更)

第7条 町長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）

を定めるものとする。

2 景観計画を定めるときは、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

3 町長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ第30条の松崎町景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（景観まちづくり重点地区における良好な景観の形成の推進）

第8条 町長は、景観計画において、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）内に所在する重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を景観まちづくり重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 町長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項に関する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

3 町長は、第1項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における景観まちづくりのために必要な施策を実施するものとする。

（計画提案に対する判断に係る手続）

第9条 町長は、法第12条の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 景観計画区域内における行為の制限

（届出を要する行為）

第10条 景観計画区域内における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更のうち規則で定めるもの

(2) 木竹の伐採のうち規則で定めるもの

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち規則で定めるもの

(4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明のうち規則で定めるもの

（届出を要しない行為）

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの

(2) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち規則で定めるもの

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、町長が景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為とする。

(景観協議)

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長と協議（以下「景観協議」という。）しなければならない。

2 景観協議をした後、町長から当該協議に必要な書類の提出を求められたときは、当該協議をした者は、その求めに応ずるものとする。

3 町長は、景観協議に係る内容が景観計画に定める事項に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、景観協議をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(景観計画への適合)

第14条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(完了届)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(助言及び指導)

第16条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るため、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告及び命令に関する手続)

第17条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第18条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者にあらかじめ規則で定めるところによりその旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

- 第19条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 町長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。

(指定の解除等の手続)

- 第20条 前条の規定は、法第27条又は第35条の規定による景観重要建築物等の指定の解除について準用する。ただし、当該景観重要建造物等が法第19条第3項に規定する建造物若しくは法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると町長が認めるときは、この限りでない。

## 第5章 景観重要公共施設

(景観重要公共施設の整備等に関する事前協議)

- 第21条 法第16条第7項第4号の規定により景観重要公共施設の整備をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長と当該整備に関する協議をしなければならない。
- 2 法第16条第7項第5号の規定による景観重要公共施設の占用等の許可を申請しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長と当該占用等に関する協議をしなければならない。
- 3 町長は、前2項の規定による協議の申出があったときは、当該協議に応じなければならない。
- 4 協議の申出をした後において、町長から当該協議に必要な書類の提出を求められたときは、当該協議の申出をした者は、その求めに応ずるものとする。
- 5 町長は、協議の申出を受けた場合において、当該協議の申出に係る行為が景観計画に定める事項に適合しないと認めるときは、当該協議の申出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(占用等の完了の届出)

- 第22条 法第16条第7項第5号の規定による景観重要公共施設の占用等の許可を申請した者は、当該申請に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

## 第6章 景観協定

(景観協定の認可の手続)

- 第23条 町長は、法第81条第4項又は第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 町長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする

る場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

## 第7章 景観まちづくりに関する活動の促進

### (まつぎき景観資産の指定)

第24条 町長は、当町の景観の形成に重要な役割を果たしていると認める建築物、工作物その他の物件（以下「建築物等」という。）、自然、眺望点、歴史文化、人々の活動等をまつぎき景観資産（以下「景観資産」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定により景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないものとし、当該指定をしようとするものが建築物等である場合においては、当該建築物等の所有者の同意を得なければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により景観資産の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観資産の指定の解除について準用する。
- 5 町長は、第1項の規定により景観資産の指定をしたときは、積極的にその周知を図るとともに、その保全及び活用に努めるものとする。
- 6 第1項の規定により景観資産が指定されたときは、景観資産の所有者は、その価値を尊重し、適正な維持及び管理に努めるとともに、町民等は、景観資産の重要性を認識し、その保全及び活用に積極的に取り組むものとする。

### (まつぎき景観団体の認定等)

第25条 町長は、景観まちづくりに関する活動を行う団体が、規則で定めるところにより申請した場合、その活動内容が良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該団体をまつぎき景観団体（以下「景観団体」という。）として認定することができる。

- 2 町長は、景観団体を認定したときは、これを公表するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により認定した景観団体の活動内容が、良好な景観づくりに資すると認められなくなったときは、規則で定めるところにより、認定を取り消すことができる。
- 4 第1項の規定による認定を受けた景観団体は、規則で定めるところにより、当該団体の活動内容等に変更が生じたとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。
- 5 町長は、景観団体を認定し、活動内容の変更を承認し、又は認定を取り消そうとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

### (支援)

第26条 町長は、景観まちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人及び団体並びに景観資産等の所有者等に対し、その活動又は保存のために必要な補助や技術的な助言その他必要な支援をすることができる。

(表彰)

第27条 町長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 町長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している者その他良好な景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

3 町長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(景観整備機構の指定の手続)

第28条 町長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観協議会の設立の手続)

第29条 町長は、法第15条第1項の規定により景観協議会の設立をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

## 第8章 松崎町景観審議会

(景観審議会)

第30条 この条例に定める事項のほか、町長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、松崎町景観審議会を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種関係団体の構成員

(3) 町民

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項に関し助言及び提言を行う。

(1) 町の景観まちづくりに関すること。

(2) まちづくり事業等における景観の形成に関すること。

(3) 景観計画に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成に関すること。

5 前4項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 雑則

### (委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。